

(新)二酸化炭素排出量削減モデル住宅整備事業(環の匠^{わたくみ}住宅整備事業)(石油特会) 400百万円(0百万円)

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の概要

京都議定書の6%削減約束を確実に達成するためには、排出量の増加が著しい家庭部門における、実効性かつ即効性のある対策技術の導入普及が不可欠である。

特に、住宅については、住宅自体の断熱性などの省エネ性能の向上を図るとともに、高効率機器や新エネルギー設備の導入など効果的な二酸化炭素排出抑制対策を推進する必要がある。

そこで、住宅における二酸化炭素排出量の大幅な削減を図るための対策技術を導入するモデル性の高い二酸化炭素低排出型住宅の導入促進事業を行い、他の住宅への波及を促す。

具体的には、住宅用の太陽光発電システム、断熱資材、高効率給湯器をパッケージで導入することにより、二酸化炭素排出量を通常の住宅より大幅に削減する住宅を設置する者に対して、費用の一部を補助する。

<補助の要件>

- ・3kW以上の太陽光発電システムを設置する。
- ・複層ガラス、樹脂サッシ、断熱材、断熱ドア等の導入により、次世代省エネ基準と同等以上の断熱性能とする。
- ・高効率給湯器を設置する。
- ・補助を受けた住宅の居住者は、エネルギー消費量やCO₂削減の取組状況について、一定期間モニタリングレポートを環境省に提出する。

2. 事業計画

平成17年度に全国で1,000世帯程度を募集し、二酸化炭素低排出型住宅を整備する。

平成18年度及び19年度にモニタリングを行っていただき、結果を公表し、環の匠住宅の普及に活用する。

補助対象者：二酸化炭素低排出型住宅を設置する者(民間)

負担割合：40万円(定額補助)

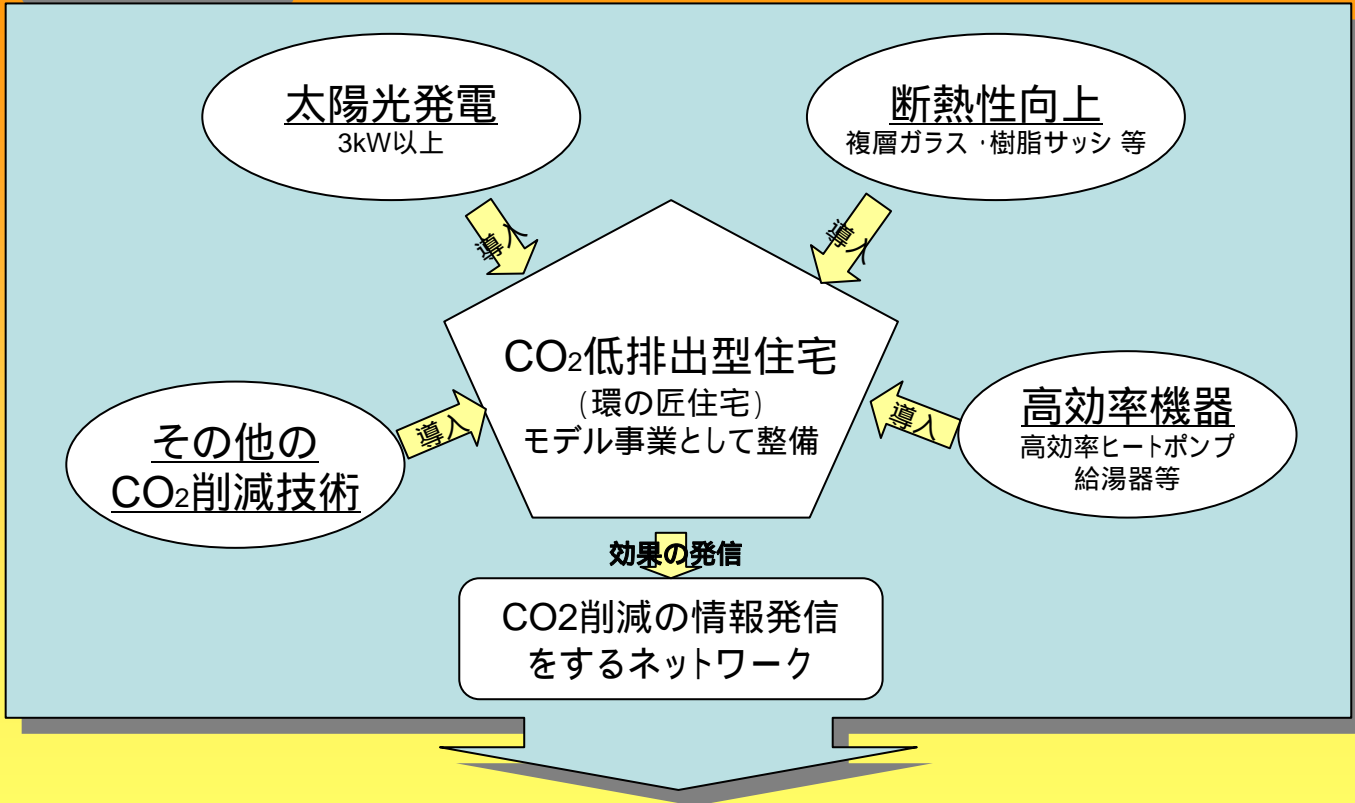
補助基本額及び件数：40万円×1,000世帯

3. 施策の効果

二酸化炭素低排出型住宅の導入が促進される。

二酸化炭素排出量削減モデル住宅整備事業 (環の匠住宅整備事業)

事業の概要



住宅の二酸化炭素排出量を大幅に削減

事業スキーム

